

第一回『国家とは何か、国境とは何か』

国際法上の国家の資格要件と分離独立の合法性

森川 幸一

さきほど田口所長から過分のご紹介を頂きました森川です。私の専門は国際法、とりわけ国際の平和と安全の維持に関係する国際安全保障法や、国家間または一国内で武力紛争になった時に適用される国際人道法を中心に研究しております。それでは早速お話しを始めさせていただきますと思います。

I. はじめに

外務省の HP¹⁾ によりますと、現在世界には 195 の国があるとされています。これは日本が国家として承認している国 194 カ国に日本を加えた数だそうです。その中には、国連に未加盟のパチカン、コソボ共和国、クック諸島が含まれていますが、国連加盟国である北朝鮮を日本は国家として承認していません。国際法上、国家といえるためにはどのような条件が必要なのか、既存の国家による新国家の承認は、法的にはどのような意味を持つのか、住民投票により多数が賛成すれば、ある地域は母国から分離独立を宣言することができるのか、国際社会は住民の意思を尊重してそれを新国家として承認しなければならないのか。本日は、最近、既存の国家からの分離独立が問題となった、あるいはなっているコソボ、クリミア、スコットランド、「イスラム国」などの具体例を用いながら、国際法上、国家とは何か、という問題を皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

II. 国際法上の国家の要件

1. 国家の資格要件—実効性の原則

国際法上、国家として認められるための資格要件を定めた条約として、「国の権利及び義務に関する条約」（モンテビデオ条約、1933 年）というものがあります。この条約は、米州諸国間で結ばれた地域的条約で、日本は締約国ではありませんが、この条約の第 1 条に規定された国家の資格要件は、広く一般にも適用されるものと考えられています。

1) 外務省「世界と日本のデータを見る」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/world.html>.

「国際法上の人格としての国はその要件として、(a) 永続的住民、(b) 明確な領域、(c) 政府、および (d) 他国と関係を取り結ぶ能力を備えなければならない。」²⁾

このうち、第1の「永続的住民 (permanent population)」とは、定住住民の存在を意味し、共通の言語・文化・人種的背景・宗教は要求されませんし、人口の多少も問われません。

第2の「明確な領域 (defined territory)」とは、領土の存在をいい、その広狭は問われませんし、實際上、国境が詳細に確定されていなくてもよいとされています。

第3の「政府 (government)」とは、国内法を自主的に制定し、それにより国内秩序を実効的に維持できる統治組織が確立されていることを意味します。

第4の「他国と関係を取り結ぶ能力 (capacity to enter into relations with other States)」とは、その国の高度な外交政策について、外国の組織的・恒常的な支配に従属することなく、自主的に外交関係を処理できる能力のことであり、「外交能力」ともいわれます。

以上、要するに、国際法上の国家であるためには、一定の領域とそこに住む住民に対して、対内的には実効的な支配を確立しており、対外的には他国から独立していることが必要であるということになります。そのことから、これを「実効性の原則 (principle of effectiveness)」と呼んでいます。

2. 国家承認の法的効果

さて、国家であるためには、ある政治体が以上に述べた事実的要件を満たしているだけで十分でしょうか。これに加えて、既存の国家による「承認」が必要であると主張されることがあります。これは「国家承認 (recognition of States)」の問題で、新国家が成立する際に、実際にも国家慣行として行われてきた承認という行為につき、その法的効果をどのように考えればよいかということが問題となります。この点については、次の二つの説が対立してきました。

第1は「創設的効果説 (constitutive theory)」と言われるもので、新国家は一定の領域とそこに住む住民に対し実効的支配を確立しただけでは単に社会集団としての事実上の存在にすぎず、既存の国家による承認を得て初めて、国際法上の国家になるというものです。

2) 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』(有斐閣、2014年)98頁。

既存の国家による承認に国家性を創設する法的効果を認めることから、「創設的效果説」と言われます。

第2は「宣言的效果説 (declaratory theory)」と言われるもので、新国家は国家として事実的要件を満たして事実上成立した時点から、国際法上も国家として存在するのであり、既存の国家による承認は、単に新国家が実効的支配を確立した事実を確認し宣言する行為にすぎないというものです。承認には国家性を創設する法的効果は認められず、単にそれを宣言する効果しかないという意味で、「宣言的效果説」と言われます。

18世紀から19世紀にかけてそうであったように、国際社会が「キリスト教社会」「文明国社会」といった同族・同質の国家から成り立っていた時代には、承認が新国家を国際社会に迎え入れるかどうかの資格審査としての機能を果たしていたと考えられ、その意味で、当時の国際社会には「創設的效果説」が妥当する現実的基盤が存在していたといえます。

しかし、その後の国際社会の普遍化に伴い、承認がかつて持っていた資格審査としての機能は希薄になったこと、また国際関係が緊密化したことで、現に一定の領域とそこに住む住民に実効的な支配を確立している政治体を、法的に無の存在とすることは実際上困難になったことなどから、今日、国家承認の法的効果については「宣言的效果説」が有力です。

3. 実効性の原則を修正する不承認の主張

このように、今日では、基本的に実効性の原則に基づき、一定の領域とそこに住む住民に実効的な支配を確立し対外的にも独立している政治体を国家とみなし、既存の国家による承認もそうした実効的支配の確立を確認し宣言する効果を持つにすぎないという理解が一般的です。

しかし、朝鮮半島の北半分に実効的支配を確立し、国連加盟国でもあり160カ国以上の国から承認を受けている北朝鮮を日本は国家として承認していません³⁾。その理由を国会(2006年)で問いただした鈴木宗男議員(当時)の質問主意書⁴⁾に対して、日本政府は、「国際法上、一般に、国家承認の要件については、ある主体が国家としての要件を充足し

3) 日本以外で北朝鮮を承認していない主な国としては、韓国、アメリカ合衆国、イスラエル、フランスなどがある。

4) 「朝鮮民主主義人民共和国を巡る国家承認、政府承認に関する再質問主意書」(平成18年6月8日提出、質問第322号)。

ていること、すなわち、一定の領域においてその領域に在る住民を統治するための実効的な権力が確立していることが必要とされている。」としたうえで、それに加えて「また、我が国としては、当該主体が国際法を遵守する意思と能力を有しているかについても考慮することとしている。」⁵⁾として、北朝鮮がこの後者の要件を満たしていないことを理由に、これまで北朝鮮を国家承認していないと説明しています。

こうした「国際法を遵守する意思と能力」の欠如といった、実効性の原則以外の要件の未充足を理由とする不承認の主張の存在は、のちに詳しく検討するように、国家性の認定にもっぱら実効性の原則のみが用いられているわけではないことを示唆しているといえます。

III. 分離独立の合法性

次に、既存の国家の領域の一部が母国から分離独立 (secession) しようとする際に、分離独立の合法性がどのような基準に基づき判定されるのか⁶⁾、その結果生まれた新国家に対してどのような基準に基づき国家承認が与えられるのか、また逆に与えられないのかという問題を見ていくことにします。

1. 合意に基づく分離独立

(1) 南スーダン

既存の国家政府との合意に基づき分離独立が行われる場合には、国家承認に関しては大きな問題は生じません。最近のものとしては、2011年にスーダンから分離独立した南スーダンに対する国家承認の例があります。スーダンではアラブ・イスラム系の北部と、アフリカ・キリスト教系の南部との間で20年以上にわたり内戦が続きましたが、2005年に南北包括和平合意が成立して内戦が終結。2010年スーダンのアル・バシル大統領は「住民が分離独立を選択した場合にはスーダン政府は南部の独立を承認する」と述べ、2011

5) 「衆議院議員鈴木宗男君提出朝鮮民主主義人民共和国を巡る国家承認、政府承認に関する再質問主意書に対する答弁書」(平成18年6月16日)内閣衆質164第322号。

6) 分離独立の国際法上の合法性に関しては、D. Thürer and T. Burri, 'Secession,' R. Wolfrum, ed., *Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (Oxford, 2012) Vol.IX, pp.53-65 を参照。

年に行われた南部住民投票の結果 99.83%の賛成で分離独立が支持され独立が決定しました。これに対して米、英、仏、独、伊、加などの主要国が独立と同時に南スーダンを承認したことを受けて、日本も同国を国家承認しました⁷⁾。

(2) スコットランド

結果的に住民投票で否決されたものの、連合王国からのスコットランドの分離独立問題も同様に考えることができます。イギリスのキャメロン首相とスコットランド行政府のサモンド首相との間で 2012 年 10 月に交わされたエディンバラ合意⁸⁾に基づき 2014 年 9 月 18 日に行われた住民投票の結果、賛成は 44.7%に止まり分離独立は否決されましたが、仮に分離独立が支持されていたとすれば、こうした既存の国家政府との合意に基づく分離独立の例になったといえます。

問題になるのは、既存の国家政府の反対を押し切り領域の一部が一方的に分離独立を強行するような場合です。

2. 植民地の独立

1960 年代から 70 年代にかけては、多くのアジア・アフリカ諸国が従前のヨーロッパの植民地としての地位を脱して独立を達成しました。その中には宗主国に対する民族解放闘争を経ての一方的な独立の例もありましたが、ヨーロッパ宗主国からの植民地の独立は、分離とは別物と扱われてきたという点には注意を要します。

1970 年の友好関係原則宣言⁹⁾ は、次のように謳っています。

「植民地その他の非自治地域は、憲章に基づき、それを施政する国の領域とは分離した別個の地位を有する。憲章の下におけるこのような分離した別個の地位は、植民地または非自治地域の人民が、憲章、とくにその目的または原則に従って自決権を行使するまで存続する。

前記のいかなる規定も、そこに規定する人民の同権または自決の原則に従って行動

7) 外務省「南スーダン共和国の独立について」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/23/dmt_110709.html.

8) The Scottish Government, 'Agreement between the United Kingdom Government and the Scottish Government on a referendum on independence for Scotland,' (Edinburgh, 15 October 2012),

<http://www.scotland.gov.uk/About/Government/concordats/Referendum-on-independence>.

9) 正式名称は「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係および協力についての国際法の原則に関する宣言」(国際連合総会決議 2625(XXV))。

し、人種、信条または皮膚の色による差別なしにその地域に属する人民全体を代表する政府を有するに至った主権独立国家の領土保全または政治的統一を全体としてまた部分的にも分割しまたは害するいかなる行動も認めまたは奨励するものと解釈してはならない。¹⁰⁾(下線は森川。)

このように、非植民地化の時代には、植民地や非自治地域を宗主国とは異なる地位を持つ存在と擬制したうえで、それらの宗主国からの独立は認めるが、いったん独立した主権国家の領土保全や政治的統一を損なうような分離独立は許されないとされたのです。

3. 非植民地化後の一方的独立

(1) コソボの独立

非植民地化後の分離独立のケースとして注目されるのが、2008年にセルビアからの一方的な分離独立を行ったコソボのケースです。コソボは旧ユーゴ連邦を構成していたセルビアの一地域でアルバニア系住民が多数派を構成していました。1974年の旧ユーゴ憲法改正でコソボは連邦を構成する他の共和国に準じた大幅な自治を認められていましたが、1989年になるとアルバニア系住民とセルビア系住民の対立が深まるなか、当時のミロシェヴィッチ大統領はコソボの自治権を大幅に縮小しました。その結果、1990年にはアルバニア系住民が「コソボ共和国」の樹立とセルビアからの独立を宣言し、武装組織コソボ解放軍(KLA)を組織してセルビアに対する武装闘争を開始しました。これに対してセルビアはKLAの掃討作戦を開始し住民の人道状況も急速に悪化しました。

国際的な和平努力が試みられたものの奏功せず、1999年、人道的干涉¹¹⁾といわれるNATO軍によるセルビア空爆が行われセルビア治安部隊はコソボから撤収しました。その後国連安保理決議1244号が採択され、国連による暫定行政が開始され、NATO主体の国際安全保障部隊がコソボに展開しました。アハティサーリ国連特使が国際社会の監督下でのコソボ独立案を国連に勧告したのですが、安保理決議案は採択されませんでした。その後、米・ロ・EU三者の仲介による地位交渉が行われましたが不調に終わり、2008年2月、コソボ議会が「コソボ共和国」の一方的独立を宣言しました。

10) 奥脇他、前掲注(2)、44頁。

11) 人道的干涉の国際法上の評価については、柳原・森川・兼原編著『プラクティス国際法講義[第2版]』(信山社、2013年)379-380頁を参照。

これに対してセルビアは、「コソボ暫定自治政府機構（PISG）による一方的な独立宣言が国際法に合致しているか」につき、国際司法裁判所（ICJ）に勧告的意見を要請する国連総会決議案を提案し、総会で採択されました¹²⁾。

2010年7月に示されたICJの勧告的意見¹³⁾は、請求の主題を、一方的独立宣言の国際法適合性の問題に限定し、その法的帰結としてのコソボの国家性の獲得の問題、コソボに対して与えられた国家承認の有効性や法的効果の問題を審理の対象から除外しました。そのうえで、一方的独立宣言の一般国際法上の合法性の問題に関し、国際法は一方的独立宣言を行うこと自体を禁止していないとの結論を示しました。その推論の過程でICJは、一方的独立宣言を非難したいくつかの安保理決議（南ローデシアに関する1965年の決議216、217、北キプロスに関する1983年の決議541、1992年のスルプスカ共和国に関する決議787）に触れ、これらはいずれも独立宣言がなされた時点で存在した具体的な状況に関連して決定を行ったのであり、独立宣言の違法性は、これらの宣言の一方性からではなく、違法な武力行使やその他の一般国際法、とりわけ強行規範（*jus cogens*）のはなはだしい違反と結びついていたという事実から導かれたことを指摘し、コソボの場合には安保理はそうした立場をとっていないとしました。

ここでは、一方的に独立を宣言すること自体を国際法は禁止していないが、独立宣言が行われた具体的な状況の中で、それが違法な武力行使や人権の大規模侵害といった強行規範のはなはだしい違反を伴うようなときには、独立宣言自体が違法になる場合があるとの認識が示された点が重要です。

(2) クリミアの独立とロシアへの併合

2013年8月、ウクライナのヤヌコヴィチ大統領（当時）はEUとの連合協定の仮調印を済ませたものの、結局調印を見送りました。これに対しEU寄りの野党勢力から強い反発が起こり、ウクライナ国内は大規模な反政府デモが発生するなど騒乱状態に陥りました。ヤヌコヴィチは、事態収拾のため2014年2月21日には挙国一致内閣の樹立や大統領選挙繰り上げなどの譲歩を示したのですがデモ隊の動きを止めることはできず、22日に首都

12) United Nations, A/RES/63/3.

13) Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo, Advisory Opinion, *ICJ Reports* 2010. なお、同勧告的意見についての簡潔な紹介と解説として、山田哲也「一方的独立宣言の合法性」小寺・森川・西村編『国際法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2011年）28-29頁を参照。

キエフを脱出。ウクライナ議会はヤヌコヴィチ大統領の解任を決議し、27日には親欧米の暫定政権が成立しました。

他方、クリミア自治共和国では、暫定政権への移行に反対する親ロシア派のデモが拡大し反ロシア派住民との間に衝突が発生しました。2月27日以降、武装集団が議会と市庁舎、空港などを占拠し、各地では所属不明の部隊がウクライナの軍施設を包囲しました。武装部隊が占拠した議会ではウクライナの暫定政権を承認した首相が解任され、親ロシア派のアクシヨノフ氏が新首相に就任しました。ロシアのプーチン大統領は、3月1日、親ロシア政権が崩壊したウクライナ領内でロシア軍を活動させることへの承認をロシア上院に求め、上院はこれを承認しました。

3月11日、クリミア自治共和国議会とロシアの軍港があるセヴァストポリ市議会はクリミア独立宣言を採択。16日にはロシアへの編入の是非を問う住民投票が実施され、ロシアへの編入に賛成する票が9割以上を占めました。この住民投票の結果を受けて、翌17日には、クリミア共和国はセヴァストポリとともにウクライナから独立し、主権国家としてロシアとの間に条約を締結し、ロシア連邦の構成主体として編入されることを求める決議を採択しました。ロシアのプーチン大統領は同日、クリミアの主権を認める大統領令に署名し、翌18日、クリミアのアクシヨノフ首相との間で編入に関する条約に署名し、今日に至っています。

ICJがコソボ独立問題で示した基準に従って、今回のクリミアによるウクライナからの一方的独立を評価するとどうなるでしょうか。安保理では、クリミアの住民投票が予定されていた前日の3月15日、日本を含む42カ国が共同提案した決議案¹⁴⁾は13理事国が賛成したもののロシアの拒否権で否決されました(中国棄権)。同決議案は、ウクライナの主権・独立・一体性・領土保全への安保理のコミットメントを確認した上で、住民投票は有効性を持ちえず、クリミアの地位を変更するいかなる根拠にもなりえないことを宣言し、すべての国、国際組織及び専門機関に対して、住民投票に基づくクリミアの地位のいかなる変更も承認せず、またそうした変更された地位を承認するものと解されるいかなる行為および取引も慎むことを要請するものでした。

同決議案には、前文で「武力による威嚇又は武力の行使から生じるいかなる領域の取得も合法的とは認められないことを確認し」との一般的表現は見られるものの、クリミアを

14) United Nations Security Council, Draft Resolution, S/2014/189.

めぐる具体的状況との関係でロシアによる違法な武力行使があったことや強行規範のはなはだしい違反があったことに言及しているわけではありません。このことは拒否権を持つロシアを極力刺激せずに決議の採択に持ち込むためのギリギリの選択だったと考えられますが、結局はロシアの拒否権行使を阻止できなかったのです。

このように安保理決議案はロシアの拒否権で葬られたものの、3月24日、オランダハーグでの核セキュリティ・サミットに合わせて開かれたG7会合では、次のような内容を含む「ハーグ宣言」¹⁵⁾が採択されました。

「国際法は、強制力によって他国の一部又は全部の領土を取得することを禁じている。そうすることは、国際体制が基盤とする諸原則に違反する。我々は、ウクライナ憲法に違反してクリミアで行われた違法な住民投票を非難する。我々はまた、国際法及び特定の国際的な義務に違反してクリミアを併合 (annexation) しようとするロシアの違法な試みを強く非難する。我々は、これら双方を承認しない。」

また3月27日には、国連総会も賛成100、反対11、棄権58で安保理決議案の内容に類似した決議68/262¹⁶⁾を採択しました。国連総会決議は、安保理決議と異なり形式的には法的拘束力を有せず、一方的独立を禁止していない一般国際法の状況を変更しうるものではありませんが、それが国際社会の多数意見を反映したものであることだけは確かでしょう。

(3) 「イスラム国」の独立宣言

シリアおよびイラクで活動している過激派組織であるいわゆる「イスラム国 (Islamic State)」¹⁷⁾は、シリア東北部からイラク北部にかけての地域を軍事的に制圧し、2014年6月29日にはカリフ制のイスラム国家の樹立を宣言しました。行政組織や治安組織を備え、首都と称するシリアのラッカでは徴税も行い、また、金・銀・銅貨よりなる独自の貨幣も発行予定であるといい、次第に実効的支配を確立しつつあるといわれます。

しかし、国連人権理事会が任命したシリアに関する独立国際事実調査委員会が11月14日に公表した報告書¹⁸⁾によると、「イスラム国」は、その支配地域で公開処刑を繰り返し、公共の場所に遺体や切断された頭部などを放置するなど、住民に対して「恐怖による支配

15) 外務省、http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page_24_000231.html.

16) United Nations, A/RES/68/262.

17) 「イスラム国」については、吉岡明子・山尾大編『「イスラム国」の脅威とイラク』(岩波書店、2014年)を参照。

(Rule of Terror)」を行っている」と糾弾しています。そのうえで報告書はシリア政府に対して、「イスラム国」による人権侵害や国際人道法の違反をやめさせることなどを求めるとともに、国際社会に対しても国際刑事裁判所（ICC）などで司令官などの戦争犯罪や人道に対する犯罪を追及するように求めています。

シリアとイラクにまたがる一定の地域に「イスラム国」がある程度の実効的支配を確立しているのは事実ですが、これまでのところ近隣のイスラム諸国も含めてこれを国家承認している国はなく、今後も、こうした大規模人権侵害や国際人道法の違反を繰り返すいわば「国際法を遵守する意思も能力」もない過激派組織を国家承認する国があるとは考えにくくと思われます。

4. 救済的分離 (remedial secession)

以上に見てきたように、一方的な分離独立が違法な武力行使や大規模人権侵害を伴うような場合には、仮に一定の地域とそこに住む住民に実効的支配が及んでいるとしても、国家承認が与えられないことがあり、その限りでなお「創設的效果説」が妥当する場合があります。それでは、そうした強行規範のはなはだしい違反を伴わない限りは、住民の多数が賛成すれば、たとえ母国が反対しているとしても分離独立は無条件で認められるのでしょうか。それが認められるとすれば、スコットランドの分離独立を問う住民投票の際に、仮定の問題として話題に上った沖縄の分離独立の可能性もまったくないわけではないように思われます。しかし実際には、一方的な分離独立には厳しい基準が適用されるのです。そうした基準として主張されているのが「救済的分離 (remedial secession)」という考え方です。

(1) オーランド島事件

この考え方を最初に示したものとして有名なのが、国際連盟時代のオーランド島事件です。オーランド島はスウェーデン系住民が多数を占める島で1917年にフィンランドがロシアから独立する際にフィンランド領になりました。スウェーデンは住民投票によって帰属を決めるべしと主張して国際連盟に問題を持ち出しました。連盟理事会によって設置さ

18) Report of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic, Rule of Terror: Living under ISIS in Syria, http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HR_Coun-cil/CoISyria/HRC_CRP_ISIS_14_Nov_2014.pdf.

れた法律家委員会は、オーランド島住民が住民投票によってスウェーデンに編入される選択肢を否定して、フィンランド内での自治を認めることを勧告しました。その際に例外的に分離が認められる条件として示されたのが、「国家が公正で効果的な保証を与える意思と能力を欠くような場合」¹⁹⁾ という指針でした。その点で、この法律家委員会の勧告は、のちの「救済的分離」の考え方を示した先駆的な事例として位置づけられています。

(2) ケベック分離事件

こうした「救済的分離」の考え方を、一方的な分離独立が認められる基準としてより明確な形で打ち出したのが、1998年のカナダ最高裁判所のケベック分離に関する勧告的意見です。

同意見は、自決権を外的自決権と内的自決権に分けたうえで、「自決権は、通常、人民が既存の国家の枠内でその政治的・経済的・社会的・文化的発展を追求するという、内的自決によって実現される。」他方で、「一方的分離権の主張という形を採ることもある外的自決は、もっとも極端な場合においてのみ生じる。」²⁰⁾ とし、結論として、以下のように述べています。

「国際法上、外的自決権が認められるのは、せいぜい、旧植民地状況にあるか、民族が外国による軍事占領下にあるような抑圧状況にあるか、あるいは特定の集団が、政治的・経済的・社会的・文化的発展を追求するために政府を利用しようとしても意味をなさない状況にある場合である。この三つの場合すべてにおいて、民族は、外的自決権を行使できる。なぜなら、当該民族は、自決権を内的に行使する能力を否定されているからである。」²¹⁾

このうち第三の場合、すなわち「特定の集団が、政治的・経済的・社会的・文化的発展を追求するために政府を利用しようとしても意味をなさない状況にある場合」に認められるのが「救済的分離」です。こうした基準に照らして裁判所は、ケベックに外的自決の権利が適用されるとは言えず、ケベックにはカナダから一方的に分離独立する国際法上の権利はないと判断しました。

19) The Aaland Islands Question (Report Presented to the Council of the League of Nations by the Commission of Rapporteurs, 16 April 1921) League of Nations Council Doc B.7 21/68/106, p.318, <http://www.ilsa.org/jessup/jessup10/basicmats/aaland2.pdf>.

20) Reference re Secession of Quebec, Supreme Court of Canada (20 August 1998), *International Legal Materials*, Vol.37 (1998) par.126, p.1371.

21) *Ibid.*, par.138, p.1373.

IV. むすびに

国際社会では、「力が法を生み出す」あるいは「事実から法が生まれる」といわれてきました²²⁾。新国家が生まれる際の状況や統治の正当性を問うことなく、実効的な支配の事実を重視する「実効性の原則」は、国際法のこうした伝統的性質の表れといってもよいでしょう。しかし、現在の国際法は、違法な武力行使や人権の大規模侵害といった、強行規範のはなはだしい侵害を伴った一方的な分離独立を違法とみなし、そうして生み出された政治体を新国家として承認しないという不承認主義を発展させてきました。クリミアについての現状変更を承認しないことを求める国連総会決議や「イスラム国」を国家承認する国がないという現状は、そうした新たな法の表れといえるかもしれません。

他方で、こうした違法な武力行使や大規模人権侵害を伴うわけではない、一定地域の住民の自由な意思に基づいた一方的な分離独立も、法的安定性という別の観点からの制約に服するものと考えられます。住民投票に基づく一方的な分離独立が無制限に認められるとすれば、現在の国際秩序が大混乱に陥ることは必定で、分離独立が認められる例外的な場合として主張される「救済的分離」の考え方は、住民の自決権の実現と既存国家の領土保全の確保という対極的な要請を調和させるための基準ということができます。コソボの例は、アルバニア系住民に対するセルビアの抑圧が NATO 諸国による人道的干渉を余儀なくさせるほどの人道的危機を生み出していたという意味で、そうした例外的な「救済的分離」のケースであったと考えることもできそうです。それに対してクリミアの例は、仮に西側で報道されているようなロシアによる軍事干渉がなかったとしても、ロシア系住民に対するウクライナによる過酷な抑圧があったわけでもなく、「救済的分離」が認められるような条件を欠いていたと考えられます。コソボの例では一方的な分離独立を国際社会の多数の国（2014年12月現在で110カ国）が承認し、クリミアの例ではその独立とロシアへの併合を多数の国が承認しないのは、以上に説明してきたような理由によるものと思われる。

以上で、私の報告を終わらせて頂きます。

22) 柳原他、前掲注(10)3頁。